

# すまいる

「すまいる」は愛称です

高齢者や障害者の方々が、安心して、笑顔（スマイル）で、  
自立した地域生活を送るために必要な支援をします。

このようなことでこま困っていませんか？

福祉サービスの  
利用のしかたが  
わからない

通帳やはんこ、  
大切な書類を  
よくなくしてしまう

公共料金や  
医療費の支払い、  
銀行などでの  
払戻しがうまくできない

役所から届く書類を  
どうしたらいいのかわからない



ちばけんこうけんしえん  
千葉県後見支援センター  
(社会福祉法人千葉県社会福祉協議会)

〒260-8508 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター 2F

■ TEL 043-204-6012 ■ FAX 043-204-6013

■ E-mail [smile@chibakenshakyo.com](mailto:smile@chibakenshakyo.com)

[受付時間] 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時



# 日常生活自立支援事業って

## どんなことをしてくれるの？

※「日常生活自立支援事業」は国庫補助金の名称です。  
社会福祉法第2条には「福祉サービス利用援助事業」として規定されています。



定期的な訪問により、福祉サービスを利用する  
お手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いする  
ことで、高齢者や障害者の方々が住み慣れた  
地域で生活できるように支援する事業です。

福祉サービスって  
何があるんだろう？

### 1 福祉サービスを安心してご利用 できるようにお手伝いします。

#### 福祉サービス利用援助

利用料は  
P3P4を  
ご参照ください

「福祉サービス」の利用援助は利用者全員に必ず提供するものです。

- 例えば…
- 福祉サービスについての情報提供を受けられます。
  - 福祉サービスを利用したり、やめるために必要なことを一緒に考えながら手続きをします。
  - 福祉サービスを利用して嫌なことがあったら、苦情解決制度を利用する手続きをお手伝いします。



お金の管理が心配



### 2 毎日の暮らしに欠かせない お金の出し入れをお手伝いします。

#### 財産管理サービス

利用料は  
P3P4を  
ご参照ください

- 例えば…
- 医療費、税金、公共料金等を支払うお手伝いをします。
  - あなたの通帳から生活に必要なお金を払い出してお渡しします。また、預け入れすることもできます。



通帳や年金証書を  
どこに置いたか  
忘れてしまう

### 3 大切な書類や印鑑などを お預かりします。

#### 財産保全サービス

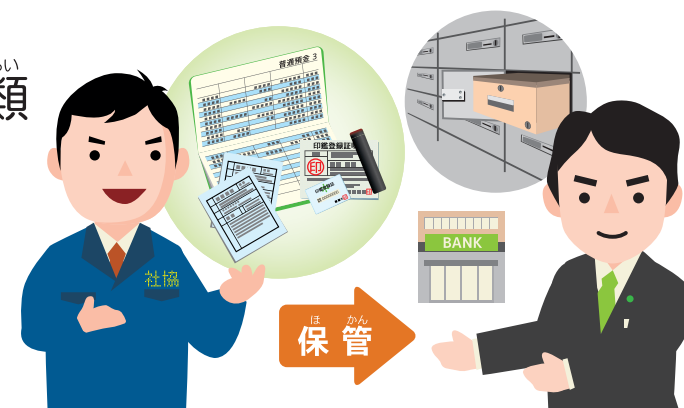
金融機関の貸金庫に保管します。  
また、宝石、骨董品、貴金属類、株券、有価証券などはお預かりできません。



利用料  
年間3,000円  
(月額250円)

#### お預かりできるもの

- 年金証書、預貯金通帳、不動産権利証書、契約書類
- 実印、銀行印
- その他社会福祉協議会が  
適当と認められた書類



その他、「弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービス」も利用できます。  
このサービスは、本事業利用者以外の方も利用できます。 ※紹介料無料

# あなたのまちの社会福祉協議会がお手伝いします

## 日常生活自立支援事業を利用するまでの流れ

### 1 相談

お近くの社会福祉協議会(社協)に、困ることがあれば気軽に相談してください。

### 2 訪問

社会福祉協議会の専門員がお宅を訪問し、困っていることなどをお聞きします。

安心して利用していただくために

### 契約締結審査会

「契約締結審査会」では、法律、医療、福祉の分野の専門家が利用者の契約にあたっての判断能力の有無、支援内容が適しているかどうかの審査を行います。

### 運営適正化委員会

この事業への苦情は、担当者が外部の有識者で構成される「運営適正化委員会」へご相談ください。苦情解決に向けた調査・助言等を行います。

TEL 043-246-0294

### 3 支援計画作成・契約

ご本人の希望を確認しながら、専門員が支援計画を作ります。その計画で良ければ契約します。

### 4 支援の開始

担当の生活支援員(または専門員)が、支援計画に基づいて定期的に訪問し、必要に応じた福祉サービス利用援助や、預貯金の出し入れ、支払代行をします。

無料

有料

## 利用料

(1ヶ月の合計時間で請求いたします)

### 年会費

年間3,600円(月額300円)

### 財産保全サービス

年間3,000円(月額250円)

### 福祉サービス利用援助・財産管理サービス

～生活支援員(または専門員)による支援～

支援時間	料金
1時間30分未満	1,000円
1時間30分以上2時間未満	1,500円
以降30分毎に500円加算	

### 生活支援員の交通費

～生活支援員の自宅から利用者宅の往復に要する移動時間～

移動時間	料金
30分未満	無料
30分以上1時間未満	500円
1時間以上	一律1,000円

### 専門員

ご本人の生活状況の確認をし、契約までの調整を行い支援計画を作ります。また、関係機関との調整や生活支援員への指導も行います。

### 生活支援員

一定の研修を受けた社協の職員です。利用者宅を定期的に訪問し、支援を行います。

生活保護世帯は無料です



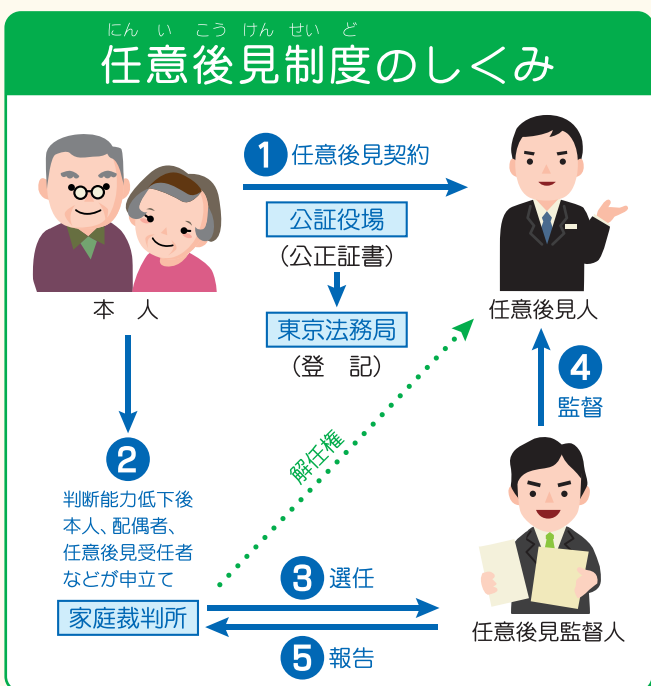
# 生活を支え、財産を守るための 成年後見制度

## 成年後見制度って、なに？

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。

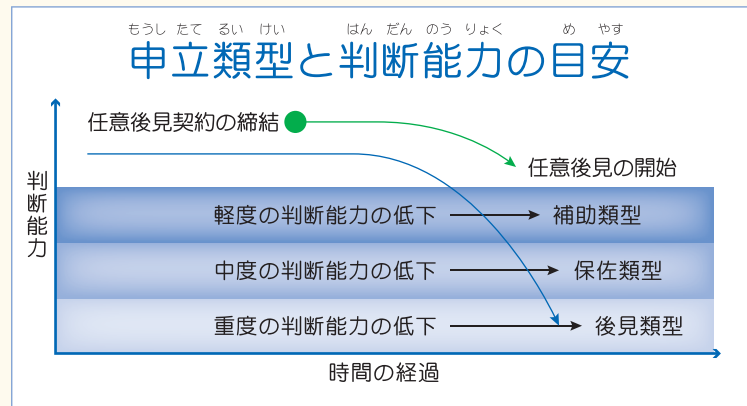
### 判断能力が不十分になる前に 任意後見制度

本人の判断能力があるうちに将来の判断能力の低下に備え、任意後見人となる人と支援してもらう内容について契約し、公証役場で公正証書を作成しておきます。実際に本人の判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所が選任する任意後見監督人のもとで任意後見人による支援を受ける制度です。

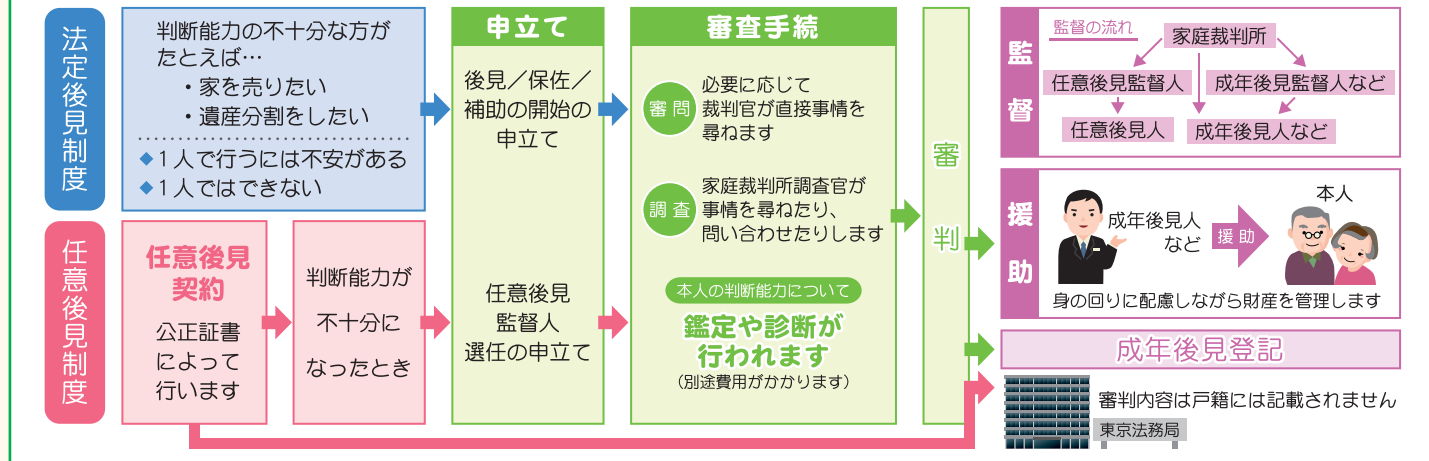


### 判断能力が不十分になってから 法定後見制度

本人の判断能力が不十分な状態にある場合に、本人または配偶者、四親等内の親族や市町村長等の申立てによって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の支援者(成年後見人・保佐人・補助人)に選任する制度です。また、支援者を監督する監督人が選任されることもあります。



### 申立手続きの流れ



### 成年後見制度に関する問い合わせ先

#### ■成年後見制度の申立受付・相談

		管轄区域	
千葉家庭裁判所		千葉市全区・習志野市・市原市・八千代市	043-333-5321
市川出張所		市川市・船橋市・浦安市	047-336-3002
佐倉支部		佐倉市・成田市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・印旛郡	043-484-1244
一宮支部		茂原市・勝浦市・いすみ市・長生郡・夷隅郡	0475-42-3531
松戸支部		松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市	047-313-0153
木更津支部		木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市	0438-22-3774
館山支部		館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町	0470-22-2273
八日市場支部		銚子市・旭市(旧干潟町を除く)・匝瑳市・東金市・山武市・大網白里市・多古町・山武郡	0479-72-1371
佐原支部		旭市(旧干潟町のみ)・香取市・神崎町・東庄町	0478-52-3040

#### ■成年後見人等の紹介、手続支援、相談等

千葉県弁護士会高齢者・障害者支援センター	043-227-8431
社団法人成年後見センター・リーガルサポート 千葉県支部	043-301-7831
千葉県社会福祉士会・成年後見センター「ぱあとなあ千葉」	043-238-2866
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター	043-221-4192
千葉県税理士会成年後見支援センター	043-242-6323

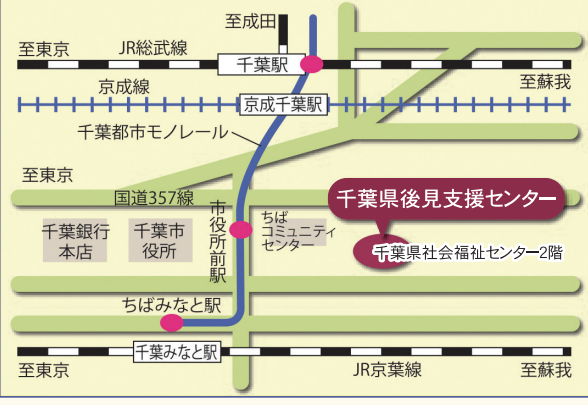
- 任意後見契約について 千葉公証役場 043-224-1408
- 成年後見登記について 東京法務局民事行政部後見登録課 03-5213-1360

**千葉県後見支援センター**  
(社会福祉法人千葉県社会福祉協議会)

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター2F

TEL 043-204-6012 FAX 043-204-6013  
E-mail smile@chibakenshakyo.com

[受付時間] 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時  
[アクセス] ■JR総武線「千葉」駅下車、千葉都市モノレール「ちば」駅乗り換え「市役所前」駅下車、徒歩2分  
■JR京葉線「千葉みなと」駅下車、徒歩7分



千葉	市町村社協	電話番号
	千葉市	043-209-6000
	習志野市	047-452-4161
	市原市	0436-24-0011
	八千代市	047-483-3021

東葛飾	市町村社協	電話番号
	市川市	047-320-4001
	船橋市	047-431-7560
	松戸市	047-368-0349
	野田市	04-7124-3939
	柏市	04-7165-1144
	流山市	04-7159-4735
	我孫子市	04-7184-1539
	鎌ヶ谷市	047-444-2231
浦安市	047-355-5315	

印旛	市町村社協	電話番号
	成田市	0476-27-7755
	佐倉市	043-484-0698
	四街道市	043-422-2945
	八街市	043-443-0748
	印西市	0476-42-0294
	白井市	047-492-5713
	富里市	0476-92-2451
酒々井町	043-496-6635	
栄町	0476-95-1100	

香取	市町村社協	電話番号
	香取市	0478-54-4405
	神崎町	0478-72-4031
	多古町	0479-76-5940
	東庄町	0478-86-4714

お住まいのお近くの市町村社会福祉協議会が担当いたします

海匝	市町村社協	電話番号
	銚子市	0479-24-8189
	旭市	0479-57-5577
	匝瑳市	0479-67-5200

山武	市町村社協	電話番号
	東金市	0475-52-5198
	山武市	0475-82-7111
	大網白里市	0475-72-1995
	九十九里町	0475-70-3163
	芝山町	0479-78-0850
横芝光町	0479-80-3611	

長生	市町村社協	電話番号
	茂原市	0475-23-4333
	一宮町	0475-42-3424
	睦沢町	0475-44-2514
	長生村	0475-32-3391
	白子町	0475-33-5746
長柄町	0475-30-7200	
長南町	0475-46-3391	

夷隅	市町村社協	電話番号
	勝浦市	0470-73-6101
	いすみ市	0470-60-4111
	大多喜町	0470-82-4969
御宿町	0470-68-6725	

安房	市町村社協	電話番号
	館山市	0470-24-0294
	鴨川市	04-7093-5000
	南房総市	0470-44-3577
鋸南町	0470-50-1174	

君津	市町村社協	電話番号
	木更津市	0438-22-6226
	君津市	0439-55-0454
	富津市	070-5076-0011
袖ヶ浦市	0438-63-3888	

(平成30年1月現在)